

0



150 cm

10

0



SEKISUI JUSHI



20

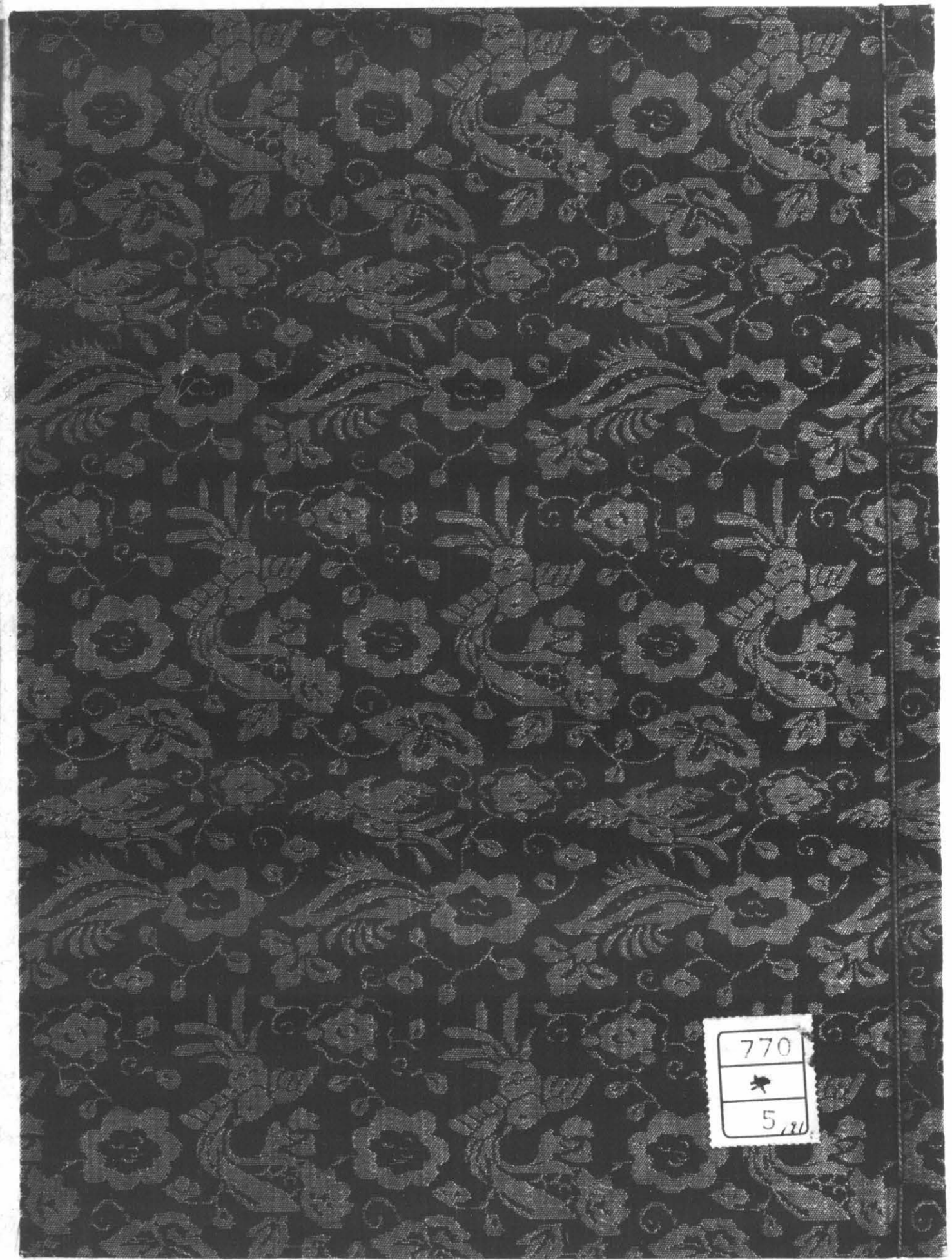
0



30



40



770
★
5.20

770
★
5

席

昂若年有弓道志吉田之雖繼弓流師早世及
 吾愚十一射妙實儀無至空光陰送夏對弓祖
 耻辱心肝五臟破思甚雖然今更及老年燈カヤニ
 トスルニ油加カテシ須雖有昂志所猿猴月望ヒトシ
 今年月過即自他射道導夏見聞覺和シタリニ
 事打捨猶亦愚ツクニ故對服シカタク夏トモテ取
 集幼弓之即モヤナラシカト
 一 夏弓之貴夏西種頭然就中我朝之弓天地取相



神代之事、少サナレバカムルニナキアリアリ人代及御代
安全ノ政、マリヨヲナシムルコソヨクカリシモ武門之要
スル莫クシカランヤ四海開、天地和、民家快然ナリ
武之道、治世、安全之元、文武ハ如左右是古今、法治時
ハ文學乱時、釋滯不能、用爲不得、且莫交ナク
馬ハ日本武尊初、古今是、用此道行時ハ保身、安
家、治國、平天下之道也、庶人得之則保身、大夫得之
則安家、諸侯得之則治國、天子得之則平天下也、射
之利妙、無尽思案、我家業、明爲不成、哉然リ馬

捨^テ一向書好、其本亡人由、芸如能^ルリ馬之道、味可知
一思案、リハ古代之兵器、天地開^リ以來、漢土ハ苗帝
之御宇^{ナリ}起^ルキニ皇初、代淳人直誰^ク誰^ク誰^ク
ニ至、苗帝、ハ苗帝背兵起^ルキ、ハ盛也、鳥號^ルリ、ハ不
帝ノ良^クリ之漢土之弓、起^ルキ是^ヲ以^テ可知、ハ雖然、佛法
漢土ニワタリテ已未過^クキ、首^ヲ説^ク、ハ知然、則^チ教^ハ彌
之本地説^ク、時悉達太子^{ナリ}、ハ時提婆妃^ト争^フ、ハ擲^ルカ
祖王之廟中^ニ、ハリ^キ七鉄^ノ、ハ射^ト、ハ不^ク、ハ説^ク
然^レ、ハ遇^フ、ハ不^ク、ハ有^ル、ハ何^レ、ハ今^ハ初^ニ、ハ有^ル、ハト云^フ、ハ天^ノ、ハ其^レ

佛說以案スレハ黃帝ノ事ヲ初ト云シモ又次之和國神
國ニシテ神日本國ヲ出生ス神書之說ニ此國漫々
タレ大海タリシヲ天ヨリハルカニ見テ人間出生スキ相
アリトテアマノトボツヲ天ヨリヲロシ玉フ其ホクノ痛困
ト成ト云之其トホクノ歎今ノ日ノ歎ト云リ如是評論
スレ佛說ヲ以テ見レ世々番々ノ世界ノ象生輪迴ノ内
ニ有矢有刀汰奔羅万像何今日ニカキラニヤ
漢朝ハ黃帝ヲ以テ初ト云モ亦不可本朝ハ神代ヲ以テ
初トセリ誰カ此理ヲ疑ヒヤ月日月月圓滿之相タリ不

引時ハ月ノ秋引タレ時ハ月ノ秋タリ可尊ハ弓汰之ヲソカ
ニ不可思ラ道之本意叶ハ射妙心住セサラニヤ昔
二位源賴政報初命深夜欲射怪鳥雲中ニ有物聽
音耳不見其休賴政有一相觀念之妙即時落宮
中時ニ天顔快然ハ是不以心之明眼何見深夜雲
中物是源弓道之秘之後世指其化鳥鳥鷲然者
弓ハ魔障ヲ破却スル神器一直ニ勇猛ノ勢ヲ奏明士
非ニ用難凡早亂動之闇將帶ス凡何利ヲ得ニヤ
依之弓道心カク凡人何妙所心ヲフカクカサラニヤ

入所ニマコトアル復可知

一世又一張之ヲトキ有今之地球之曼荼羅ヲ凡ク道
私記ニテノ蹟ニ地球作ラリ日本之奮創製之神宮皇
后破磨治平ノ創製ラシテ元來未ナシトツ或書イッ
一張リ、是根本初製、本リ之故、外行ヲ赤色、内行
ク白ナリ、スルヲ一張リ、格下之地球トモ云之張リ
、非有形ノリ、是一心圖相製器之其圓相之心ヲ又竟
成形

一張のりは三粒と事

一竹の子の時に於て、竹の子は、一丈の長あり、百日は、
毎目二日、二夜の法、第一日、千巻、第二日、千巻、
第三日、千巻、八月、百日の刻、竹の子、
右ノ通ニテ、竹の子、
神笔ノ入納、是、
竹の子、
一七日、
の竹、

の梵字をあらわすものなり。中に入らざるは、
と神字の... 大正... 射...
と云ふ可し。... 射... 可持
款の夫も... 中...

養月の抄

一 延喜の養月... 射... 中...
二 射... 中...
一 冊の... 射... 中...

と云ふ... 射... 中...
一 射... 中...
一 射... 中...
一 射... 中...
一 射... 中...
一 射... 中...

一 不流の二不流三不流の如くもしくも目よりぬれぬが有る
 一 不流の二不流三不流の如くもしくも目よりぬれぬが有る
 一 不流の二不流三不流の如くもしくも目よりぬれぬが有る
 一 不流の二不流三不流の如くもしくも目よりぬれぬが有る



- 一 暮月流三ツニナリ羽中水用之流ノ大井をす或はたせヨハ
 二ツニカチ之夫東部ノ七寸五分ノ羽中流ノ羽中流ノ大井
 二ツニカチ
- 一 表もろむ五分三ツヨシ
- 一 中八ギト五分三ツヨシ
- 一 表もろむ五分三ツヨシ
- 一 表ハギト五分三ツヨシ
- 一 表ノ長五分三ツヨシ四寸五分ヨシヨシヨシヨシヨシヨシヨシ
- 一 表ハギト五分三ツヨシ上七寸下四寸五分ヨシヨシヨシヨシヨシ

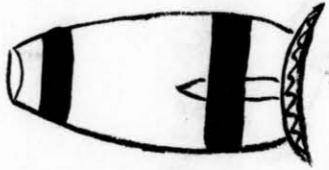
飛的矢ノ若ノナリノゴトニ

矢頭成也

世ラニテソクスル



下子老既ノナリ



是ハ山原家ノ蓋ガケノヒキメ之目ハ丸之



大射キ目ナリ略シタル之



六目矢ノ



四目矢ノ



サシワタシハ歩

上口ニ早ニ歩

上下ノヒヨキキキキ

目ト下トナリニ歩

下口ニ二分歩

長歩キ守セ歩

七目矢ノナリ



山科勢下云



京勢下云



一夫一人の儀をわたりてはくも欲する所也

弦の大山は横儀と云

一物の書もよき儀と云

一活きりもよき儀と云

一夫教の射もよき儀と云

一同夫教の射もよき儀と云

兼流大内院弓場

大内花弓櫓容

右櫓は是れハリカホト云村の櫓也

白戸櫓ト云

薩戸櫓ト云

一 越前弓のからむあつふは國を射るに流儀も

りも本ありはきつてしきあはらうし一は成す味は

他とえし弓の振とまはるは本意は有振の部は

あつふはあつふと上を用ひて下とて海は

よ合はせと定しなるうしと云く近代は

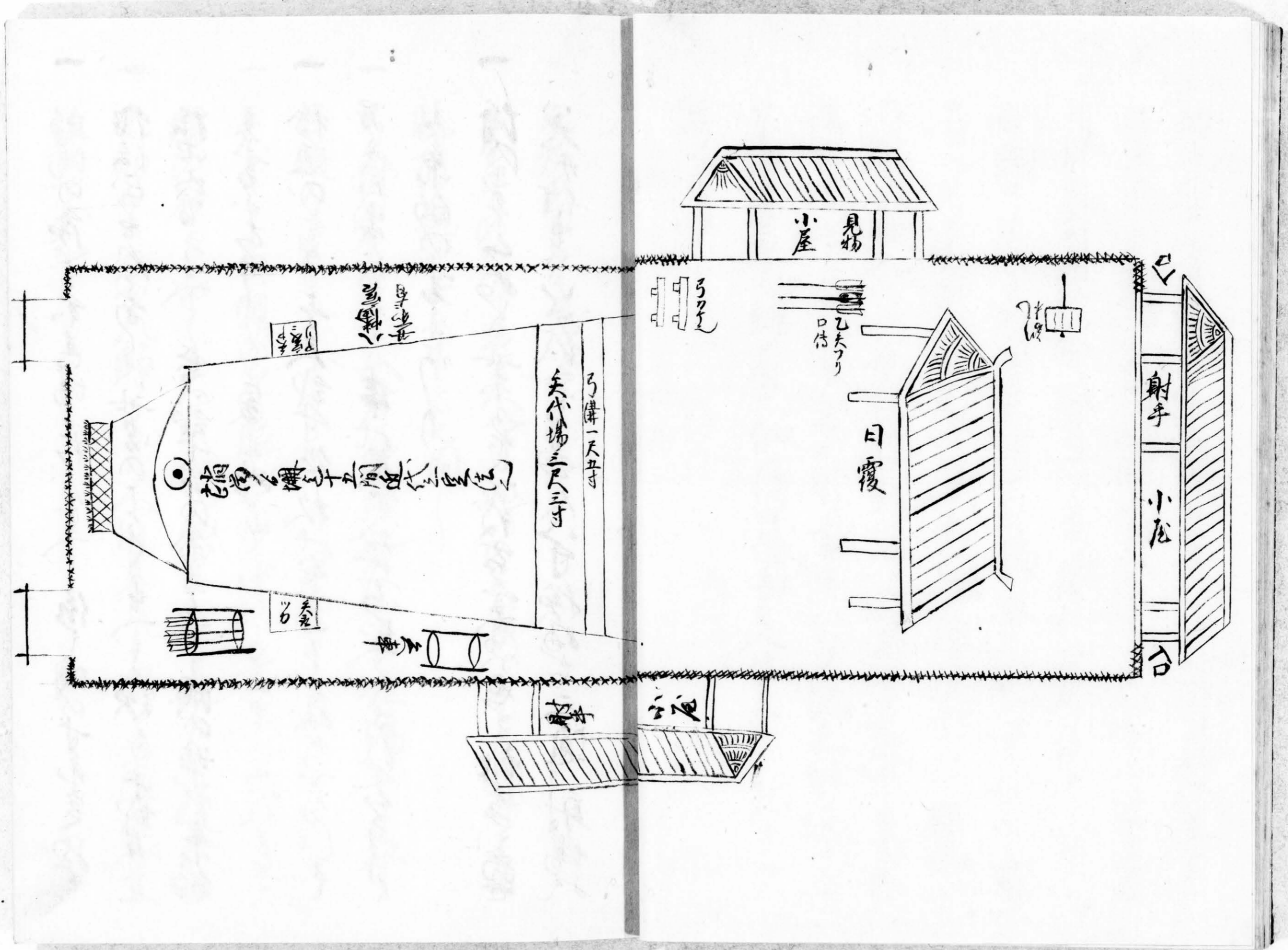
振もあれはあつふといふ花也

的之法

一 和朝タイテ的之知度人王十九代神功帝三韓ヲ討

歸朝筑前多々良濱タイテ笠掛之禮式アリシヨリ

的之初云寇のト云天武天皇之代初云即位五年
正月十六日西門之庭の射有人教不定一方二方並居
大前大角之教塚勝員考コト染作法正儀ナリ或云
云カガ賜弓トテ天子モ正月十八日塲之舍人射之中與之勝
員ミ弓道具置紙或沉香帛楊杖亦以テ賜物ト
入東山殿之代ニ金錢銀錢以テ遊真トテ射事方作
法古今凡其亦多ニ京の書クハシ記之的塲ノ舍
京の之書ニモ雖有之師傳口傳之夏凡クハシ記ナリ
モノナリ



一 的場の度より其場より一歩一歩の隅の寸布定めた
作法のせんをあらはし其場のより一歩一歩の寸布定めた
張りの寸布一歩一歩の寸布の余り一歩の寸布定めた
其書ふらう一歩一歩の寸布定めた

一 槍垣の寸布を寸布の寸布定めた寸布定めた寸布定めた
寸布定めた寸布定めた寸布定めた寸布定めた寸布定めた
寸布定めた寸布定めた寸布定めた寸布定めた寸布定めた
寸布定めた寸布定めた寸布定めた寸布定めた寸布定めた
寸布定めた寸布定めた寸布定めた寸布定めた寸布定めた

一 槍の寸布の寸布定めた寸布定めた寸布定めた寸布定めた
寸布定めた寸布定めた寸布定めた寸布定めた寸布定めた
寸布定めた寸布定めた寸布定めた寸布定めた寸布定めた
寸布定めた寸布定めた寸布定めた寸布定めた寸布定めた
寸布定めた寸布定めた寸布定めた寸布定めた寸布定めた

一 方より寸布の寸布定めた寸布定めた寸布定めた寸布定めた

一 夫車の高さを寸布定めた寸布定めた寸布定めた寸布定めた
寸布定めた寸布定めた寸布定めた寸布定めた寸布定めた
寸布定めた寸布定めた寸布定めた寸布定めた寸布定めた
寸布定めた寸布定めた寸布定めた寸布定めた寸布定めた

一 弓掛の高さを寸布定めた寸布定めた寸布定めた寸布定めた
寸布定めた寸布定めた寸布定めた寸布定めた寸布定めた
寸布定めた寸布定めた寸布定めた寸布定めた寸布定めた
寸布定めた寸布定めた寸布定めた寸布定めた寸布定めた

一 夫中と云い堀のたけを寸布定めた寸布定めた寸布定めた寸布定めた
寸布定めた寸布定めた寸布定めた寸布定めた寸布定めた
寸布定めた寸布定めた寸布定めた寸布定めた寸布定めた
寸布定めた寸布定めた寸布定めた寸布定めた寸布定めた

一 過的な寸布定めた寸布定めた寸布定めた寸布定めた寸布定めた
寸布定めた寸布定めた寸布定めた寸布定めた寸布定めた
寸布定めた寸布定めた寸布定めた寸布定めた寸布定めた
寸布定めた寸布定めた寸布定めた寸布定めた寸布定めた

割札

- 一 昔場もあつて射子見物に禮儀が正しく一を信儀
口海りとも若場忠成といふ事をして後日正約して
於地不立申言違ひ事
- 一 執事それ夫とて面人たといふ命が及れそ身し損
うそし中か外賜負計の事い南陽い言定事
- 一 右管三相守有也仍如件

月日

一 船山の中其礼式は神功帝の時多々定儀あり

もろび集あつては右の海きり及事と云わねば
 外して射のまじりて云説さる事と云わねば
 ちあつて取て表一表の物も射はらぬと云例とし
 射上の事の物も射らぬ事

志いらんあつてはかゝる事

あつてもいふかゝる射儀

物の物もいふ事

一 古今射を射事と云ふ事多々有る自他をいふ事
 安と云ふ事威盛と云ふ事の道事といふ事

世の事もあはれなるものぞかし悔敗の中比の武將
 諸國射よと下ろした法の法はまじりて集一も束的
 其禮式をたそ并たとはまはれ射さしつる都
 たおへはつちあつても後まは射つ依つは的を射
 る武道的の油る本米どく人多く地あつた
 ともはたつたつて射つ武射まは射老のよあつて
 射どくとも射つともあつたのたつたあつたつた
 作法とわつたつてあつたの他有仕老のよあつて
 申しつたつたつたつたつたつたつたつたつた

今更なるのむ老いなりつたつたつたつたつたつた
 今更のむ意誠まはれつたつたつたつたつたつた

りまふの不可有射的の中まふつたつたつたつたつた

- 一 他も思ふし不可也
- 一 他も憂ふし不可也
- 一 悟る心し不可也
- 一 怒る心し不可也
- 一 醉する不可也
- 一 飢する不可也

— ۱ —
— ۲ —
— ۳ —
— ۴ —
— ۵ —
— ۶ —
— ۷ —
— ۸ —
— ۹ —
— ۱۰ —
— ۱۱ —
— ۱۲ —
— ۱۳ —
— ۱۴ —
— ۱۵ —
— ۱۶ —
— ۱۷ —
— ۱۸ —
— ۱۹ —
— ۲۰ —

— ۲۱ —
— ۲۲ —
— ۲۳ —
— ۲۴ —
— ۲۵ —
— ۲۶ —
— ۲۷ —
— ۲۸ —
— ۲۹ —
— ۳۰ —
— ۳۱ —
— ۳۲ —
— ۳۳ —
— ۳۴ —
— ۳۵ —
— ۳۶ —
— ۳۷ —
— ۳۸ —
— ۳۹ —
— ۴۰ —

中々未熟のあはれ事一也年一及びいかに大なる心算の
 足跡と不亦難於二小時半の事其のあはれ事一也
 永四年五月二十日午の事其のあはれ事一也
 かくもそのあはれ事一也月日事一也其のあはれ事一也
 かくもそのあはれ事一也其のあはれ事一也
 かくもそのあはれ事一也其のあはれ事一也
 かくもそのあはれ事一也其のあはれ事一也

かくもそのあはれ事一也其のあはれ事一也

示しそのあはれ事一也其のあはれ事一也

弓法十川渡り大書

一 何ぞそのあはれ事一也其のあはれ事一也
 そのあはれ事一也其のあはれ事一也
 かくもそのあはれ事一也其のあはれ事一也
 七人七夫其のあはれ事一也其のあはれ事一也
 かくもそのあはれ事一也其のあはれ事一也
 かくもそのあはれ事一也其のあはれ事一也

命のわん後三十三百と云ふたの夫と約夫のよめはしり合
て用て根夫の指のし

馬、出ス

其本三十三



一 何れをも射候は指の夫の半羽のあき、夫のぬめ
羽と背をわと三方のは根のさけつり射をえとひ
よしつり、と後羽のあき根をとびつり射をえ
よと根をえかろく、と上流の月、月入夫根のぬめ
根をよとびつり、と根のは、合とん、射をえ大を射

候は射の、根の、ぬめ、射の、たんと、この、大根と、し



三方、ケ、ア、リ、上、方、小、カ、キ、入、と、者、各、サ、シ、合、は、根、十、り、い、

一 馬上にて射候の時、射候の半、ふ、書、指をえ、根をえ、
お、ぬめ、上、の、夫、者、と、い、る、の、指、根、と、射、を、え、と、い、て、
馬上にて射候射の、馬、は、と、い、て、射、を、え、と、い、て、
お、ぬめ、射、候、の、指、根、と、い、て、後、ぬめ、む、む、け、の、も、と、
た、し、と、い、て、射、を、え、と、い、て、射、を、え、と、い、て、射、候、の、指、根、と、
お、ぬめ、射、候、の、指、根、と、い、て、射、を、え、と、い、て、射、候、の、指、根、と、

秋と云之

天^ク氣^キノ秘傳

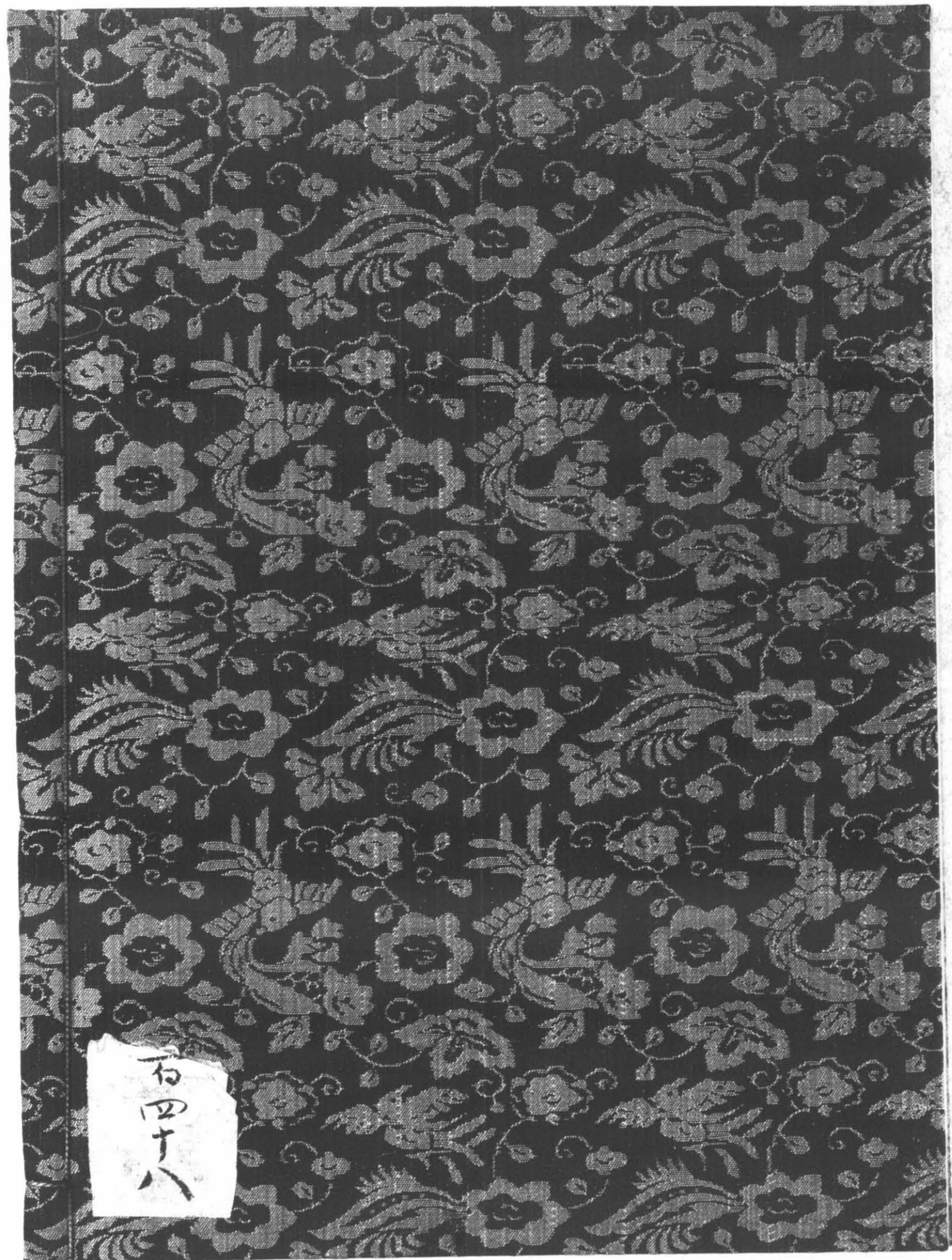
一 フシヨキサミ胡テノ油ニヒタシ其油ヲ込テ杯リ月時ニハ
イカナル寒ニツニモコリカタマリハ幸ナキモ也

文政十三^{庚寅}六月吉

上羽又兵衛

一益

九州大學圖書印



右
四
十
八